

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 6 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2012

課題番号：23730040

研究課題名（和文） 国際人権法における合理的配慮の機能と限界

研究課題名（英文） On the functions and limitations of Reasonable Accommodation in International human rights law

研究代表者

川島 聡 (KAWASHIMA SATOSHI)

東京大学・先端科学技術研究センター・客員研究員

研究者番号：60447620

研究成果の概要（和文）：

研究成果として、特に、国際人権法学の文脈において「障害学」の知見を導入させることで、障害者権利条約と障害差別禁止法とにおける合理的配慮の概念に関して、一定の新しい知見が得られた。このことは、「障害学」の理論的発展にも資するものであるが、国際人権法学において新しい学際的方法論を発展させたものだと考えられる。今後の課題は、障害関連の判例と学説の検討を踏まえ、合理的配慮と他の形態の差別との関係を検討することである。

研究成果の概要（英文）：

The research results are that some new insights have been gained regarding the concept of reasonable accommodation of UN CRPD and non-discrimination law by developing the insights of disability studies in the context of international human rights law. I have developed not only the theory of disability studies but also a new inter-disciplinary approach to international human rights law. The future task is to examine cases and theories related to disability and consider the relationships between reasonable accommodation and other forms of discrimination.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	600,000	180,000	780,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際人権法、合理的配慮、差別類型論、障害学

1. 研究開始当初の背景

従来、国際人権法における差別概念の分析は、直接差別を対象に行われることが一般的であった。これに対して、国連の障害者権利条約（2006年採択、2008年発効、日本未批准）によって合理的配慮という新しい無差別概念が国際人権法に導入された。この条約は、「合理的配慮の否定」を差別の一形態であると定義した。合理的配慮とは、過重な負担を伴わない調整措置を意味し、それを否定すれば差別となる（本条約2条）。つまり、客観的かつ合理的な理由なしに別異取扱をしな

ければ、合理的配慮の義務違反が生じる。合理的配慮の機能と限界を検討する必要性は国際人権法にとってきわめて高いが、その検討が国内外で十分に行われていないのが学問的現状である。

2. 研究の目的

本研究は、「障害学」(Disability Studies)の知見も踏まえ、障害者権利条約と他の主要人権条約を素材に、国内外の学説と判例を深く研究することにより、国際人権法における合

理的配慮の機能と限界を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究を効果的に進めるためのカギとなるアイデアは、国際人権法の考察の中に「障害学」の知見を積極的に採り入れることである。このような特徴をもつ本研究は、国際人権法学の主体別研究を発展させる意義のみならず、国際人権法における差別概念を発展させる意義をも持ち、さらに、「国際障害(者)法」(International Disability Law)という新たな研究領域の構築に向けた研究としての意義を有する。

このような意義をもつ本研究のアプローチは、国際人権法学と「障害学」との学際性に大きな特徴がある。この学際的研究を効果的に進めるために、たとえば、2つの科学研究費補助金によるプロジェクトの研究会を活用した。ひとつは、東京大学「学術創成研究費：総合社会科学としての社会・経済における障害の研究」(研究代表者：松井彰彦、課題番号：19GS0101)である。もうひとつは、早稲田大学「基盤研究(A)：自律論・差別論・正義論を基盤とした障害者法学の構築」(研究代表者：菊池馨実、課題番号：22243005)のプロジェクトである。

研究代表者は、上記研究会において既に報告をしているが、きわめて重要な批判やコメントを得ることができた。そして、上記研究会などを積極的に活用することにより、学際的観点から合理的配慮の機能と限界を検討した。

4. 研究成果

平成23年度は、たとえば次のような研究を実施した。まず研究代表者は、松井彰彦、長瀬修、アリソン・シェルドン、ダン・グッドレー、澤田康幸との共編著として、*Creating a Society for All: Disability and Economy* を出版した。そして、本書に所収された拙稿("The Term 'Disability' in Discrimination Law")では、障害学の知見を法学に導入し、差別禁止法の文脈において障害という用語を検討することによって、障害の概念に関する新しい知見を得た。すなわち、この拙稿では、障害の法的定義と、障害の社会政治的用語法(障害学的用語法)とを区別することの意義を論じた。

また、研究代表者は、「英国平等法における障害差別禁止と日本への示唆」と題する論

文を執筆した。この拙稿では、「障害学」の知見を活かしながら、英国平等法における差別の諸形態(合理的配慮の否定を含む)を整理し、その機能を明らかにした。すなわち、英国平等法は、障害者が機会平等や社会参加などの「基本的価値」を実質的に享受することができるように、「同様の者たちを別異に扱ってはならない」という原則のみならず、「相異なる者たちを同様に扱ってはならない」という原則をも導入している。そして、英国平等法は、前者を直接差別として採用し、後者を間接差別、起因差別、合理的調整義務として具体化した。英国平等法におけるこれらの障害差別の4概念は、(a)「保護特徴」と異なる差別禁止諸法の調和と強化、(b) EU指令案の将来の国内法化、(c) マルコム事件判決への対処、(d) 障害者の権利と相手側の義務とのバランスの適正化、(e) 「4つの次元(巨視的、中間視的、微視的、複合的な次元)の障害者の不利」への対応、という5つの必要をなるべく充足しうるように形成された。

学会発表として、研究代表者は、第23回国際人権法学会では、いわゆる中津川事件(岐阜地判平成22年9月22日)へのコメントの中で、国際人権法における合理的配慮の概念を報告した。また、シラキュース大学で開催された国際会議(International Conference on Disability Economics)においては、松井彰彦と共同で、"Anti-discrimination and Disability Employment Quota in Japan"と題する報告を行った。この報告では、法学と経済学との学際的観点から、合理的配慮と割当雇用との関係を検討した。

以上のような平成23年度の研究成果は、「障害学」の理論的発展と国際人権法学の発展に資するものであり、もちろん、国際人権法における合理的配慮の概念の解明という本研究の目的に資するものである。

平成24年度は、たとえば次のような研究を実施した。まず、研究代表者は、「差別禁止法の論点」と題する論稿を執筆した。この拙稿では、内閣府障がい者制度改革推進会議の差別禁止部会の議論を整理した。差別禁止部会では、総論と各論に分けて議論がなされ、その議論をまとめた中間整理が2012年3月末に出された。そして、この拙稿では、総論の主な問い(「合理的配慮の意義とは何か」を含む)を検討した。また、各論に関しては、中間整理が挙げている8つの分野(雇用・就労、司法手続、選挙等、公共施設・交通、情報、教育、医療)に簡単なコメントを付した。

また、研究代表者は、「マレーシアの障害

者雇用と国際人権法」と題する論文を執筆した。本稿では、2008年障害者法（Persons with Disabilities Act 2008）（法律第685号）の分析などを通じて、障害者権利条約を批准したマレーシアがどのような障害者雇用政策をとっているかを明らかにし、それを国際人権法の観点から評価することを目的とした。まず、マレーシアの障害者雇用の制度と実態を概観した。次に、マレーシアと国際人権法との関係を述べた。そして、マレーシアの障害者雇用制度のひとつの柱として、いわゆる労災制度を紹介した。それから、2008年障害者法を検討し、特に雇用分野の障害差別に関して、マレーシアが権利条約の義務を誠実に遵守するのは困難であることを明らかにした。すなわち、2008年障害者法は、合理的配慮の定義を設けながらも、合理的配慮を差別禁止の文脈に位置づけていないため、障害者権利条約の義務履行に課題を抱えているのである。

さらに、研究代表者は、西倉実季との共著として、「容貌の損傷と合理的配慮—ADAの障害学的検討」と題する論文を執筆した。本稿の目的は、2008年に改正された「障害のある米国人法」（ADA）の下で、「みなし障害」に該当する容貌に損傷がある者が、なぜ合理的配慮を享受する法的資格を持たないのかを障害学的に説明することであった。まず、障害のモデルの観点からいえば、ADAは、医学モデルの理解に基づく合理的配慮を採用したので、「みなし障害」者に合理的配慮の法的資格を認めなかった、と理解することができる。障害の社会モデルの観点から合理的配慮を再構成しない限り、身体的機能を伴わない者（容貌に損傷のある者）は、合理的配慮を享受する法的資格をもてない。そして本稿では、医学モデルの理解に基づく合理的配慮を「機能制約型」、社会モデルの理解に基づく合理的配慮を「社会障壁型」と名付けた。

学会発表としては、研究代表者は、イギリスのランカスター大学において開催された障害学会で、“What Can Japan Learn from the UK Equality Act 2010?”と題する報告を行った。この報告の質疑応答を通じて、英国平等法の障害差別の概念（合理的配慮を含む）に対する理解を深めた。

以上のような平成24年度の研究成果は、「障害学」の理論的發展と国際人権法学の發展に資するものであり、もちろん、国際人権法における合理的配慮の概念の解明という本研究の目的に資するものである。

この2年間の研究期間では、障害者権利条約、アメリカ法、イギリス法における合理的配慮の概念を検討することができた。今後の

課題は、国内外の判例と学説の検討を踏まえ、合理的配慮の概念と他の形態の差別との関係を検討することである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計7件）

①川島聡・西倉実季「容貌の損傷と合理的配慮—ADAの障害学的検討」『海外社会保障研究』182号54-63頁（2013年）査読付

②川島聡「マレーシアの障害者雇用と国際人権法」小林昌之編『アジアの障害者雇用法制—差別禁止と雇用促進』（日本貿易振興機構アジア経済研究所）187-201頁（2012年）査読付

③川島聡「中津川代読拒否事件1審と国際人権法・コメント」『国際人権』23号91-94頁（2012年）査読無

④川島聡「英国平等法における障害差別禁止と日本への示唆」『大原社会問題研究所雑誌』641号28-43頁（2012年）査読無

⑤川島聡「新計画の作成と権利条約」『ノーマライゼーション』375号12-14頁（2012年）査読無

⑥川島聡「星加良司氏の書評に答えて」『障害学研究』8号192-199頁（2012年）査読無

⑦川島聡「差別禁止法の論点」『すべての人の社会』383号10-11頁（2012年）査読無

〔学会発表〕（計4件）

①Satoshi Kawashima, "What Can Japan Learn from the UK Equality Act 2010?," *Disability Studies Conference*, Lancaster, UK, September 12, 2012（公募）

②川島聡「岐阜地判平成22年9月22日判時2099号81頁へのコメント」第23回国際人権法学会、北海道大学、2011年11月6日（学会コメント）

③Satoshi Kawashima and Akihiko Matsui, "Anti-discrimination and Disability Employment Quota in Japan," *International Conference on Disability Economics*, Syracuse, US, June 29,

2011 (招待講演)

④ Satoshi Kawashima, "The Terms of Autonomy and Independence in the CRPD," *Nordic Network on Disability Research, 11th Conference*, Reykjavík, Iceland, May 28, 2011 (公募)

[図書] (計 2 件)

① Akihiko Matsui, Osamu Nagase, Alison Sheldon, Dan Goodley, Yasuyuki Sawada, Satoshi Kawashima, eds., *Creating a Society for All: Disability and Economy*, Disability Press (2012) 200p

② 長瀬修・東俊裕・川島聡編著『増補改訂：障害者の権利条約と日本—概要と展望』生活書院 (2012 年) 全 404 頁

[その他]

ホームページ等

<http://disabilitylaw.jp/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川島 聡 (KAWASHIMA SATOSHI)
東京大学・先端科学技術研究センター・客員
研究員
研究者番号：60447620